

平成30年度 河内長野市財政健全化判断比率等について

平成19年6月に、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」が公布され、地方公共団体は、毎年度、健全化判断比率を監査委員の審査に付した上で、議会に報告するとともに、住民に対し公表することが義務付けられました。この法律に基づく算定結果をお知らせします。

(単位：%)

年度	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
30	—	—	1.9	—
早期健全化基準	12.43	17.43	25.0	350.0
財政再生基準	20.00	30.00	35.0	

※ 実質赤字比率、連結実質赤字比率及び将来負担比率は、赤字及び将来負担額がありませんので、「—」で表示しています。

① 実質赤字比率

(趣旨) 一般会計等を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率

② 連結実質赤字比率

(趣旨) 全会計を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率

③ 実質公債費比率

(趣旨) 一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する比率

○準元利償還金の内容

- ・一般会計等から上下水道の特別会計への繰出金や組合（南河内環境事業組合）への負担金のうち地方債の償還の財源に充てたと認められるもの

④ 将来負担比率

(趣旨) 一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率

○将来負担額の内容

イ 一般会計等の平成30年度末における地方債現在高

ロ 上下水道の特別会計や組合（南河内環境事業組合）への地方債の元金償還に充てる一般会計等からの負担等見込額

ハ 退職手当支給予定額

○将来負担額から控除されるもの

ニ 基金（財政調整基金や特定目的基金）

ホ 都市計画税等

ヘ 地方債現在高等に係る普通交付税の基準財政需要額算入見込額

標準財政規模とは、地方公共団体の標準的な一般財源の総額を示すもので、本市の場合は、20,742,158千円（H30）です。

公営企業の経営健全化に関する指標

特別会計名	事業規模①	資金不足額②	資金不足比率 (%) ②／①
水道事業会計	1,744,486 千円	—	—
下水道事業会計	1,324,675 千円	—	—

※ 両会計ともに資金不足がありませんので、資金不足額・資金不足比率をそれぞれ「—」で表示しています。

資金不足比率

資金不足比率は、各公営企業ごとの資金不足額の、事業の規模に対する比率であり、経営健全化基準（20%）以上となった場合には、経営健全化計画を定めなければなりません。

$$\text{資金不足比率} = \frac{\text{資金の不足額}}{\text{事業の規模}}$$

- ・資金の不足額：一般会計等の実質赤字に相当するものとして、公営企業会計ごとに算定した額
- ・事業の規模：料金収入など主たる営業活動から生じる収益等に相当する額

財政健全化法の概要について

各地方公共団体は、健全化判断比率により、「健全段階」「早期健全化段階」「財政再生段階」の3つのスキームに従って財政健全化を図ることとなります。

1. 早期健全化基準とは

健全化判断比率のいずれかが早期健全化基準以上の場合は、「早期健全化段階」となり、財政健全化計画を定めなければなりません。

財政健全化計画は、議会の議決を経て定め、速やかに公表するとともに、総務大臣等への報告、全国的な状況の公表等の規定を設けます。また、毎年度、その実績状況を議会に報告し、公表します。

2. 財政再生基準とは

健全化判断比率のいずれかが財政再生基準以上の場合は、「財政再生段階」となり、財政再生計画を定めなければなりません。

財政再生計画は、議会の議決を経て定め、速やかに公表します。また、総務大臣に協議し、その同意を求めることができます。

財政再生計画を定めている地方公共団体（財政再生団体）は、毎年度、その実施状況を議会に報告し、公表します。

なお、財政再生計画に総務大臣の同意を得ている場合でなければ、災害復旧事業等を除き、地方債を発行することができません。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律について

(指標の公表は平成19年度決算から、財政健全化計画の策定の義務付け等は平成20年度決算から適用)

健全段階

○指標の整備と情報開示の徹底

- ・フロー指標：実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率
- ・ストック指標：将来負担比率=公社・三セク等を含めた実質的負債による指標

⇒監査委員の審査に付し議会に報告し公表

財政の早期健全化

○自主的な改善努力による財政健全化（財政健全化団体）

- ・財政健全化計画の策定（議会の議決）
- ・実施状況を毎年度議会に報告し公表
- ・早期健全化が著しく困難と認められるときは、総務大臣又は知事が必要な勧告

財政の再生

○国等の関与による確実な再生（財政再生団体）

- ・財政再生計画の策定（議会の議決）、外部監査の要求の義務付け
- ・財政再生計画は、総務大臣に協議し、同意を求めることができる
【同意無】災害復旧事業等を除き、地方債の起債を制限
【同意有】収支不足額を振替えるため、償還年限が計画期間内である地方債（再生振替特例債）の起債可
- ・財政運営が計画に適合しないと認められる場合等においては、予算の変更等を勧告

公営企業の経営の健全化

健全財政

財政悪化

健全化判断比率等の対象について

(地方公共団体財政健全化法)

